

鳥取市議会基本条例
検証結果報告書

令和2年12月

鳥取市議会基本条例検証会議

1. はじめに

鳥取市議会では、平成 24 年 10 月に実施した市民アンケートの結果から「どのような議会を目指していくかを明示し、より市民に分かりやすい透明性の高い議会とするため、議会基本条例を制定すべき」との結論に至り、平成 28 年 1 月に「議会基本条例策定特別委員会」を設置し、平成 29 年 6 月に鳥取市議会及び議員活動の最高規範となる鳥取市議会基本条例を制定した。

基本条例制定後は、本会議・委員会の原則公開、政務活動費の領収書公開、議会だよりへの QR コード掲載等、様々な取り組みを行ってきた。

今回、基本条例第 28 条の規定により、任期開始後 2 年を目途にこの条例の目的の達成状況を検証するため、全議員に対し評価・検証シートによる評価・検証を実施した。その結果をもとに、会派の代表者等から構成された「鳥取市議会基本条例検証会議」において、計 8 回にわたり条文ごとの達成状況、課題・問題点、今後の取り組み等について協議を行った。

このたび、検証内容がまとまったことから、ここに報告する。

2. 委員名簿（8 名）

役 職	会派名	氏 名
座 長	副議長	砂田 典男
構成員	会派新生	上杉 栄一
構成員	会派未来ネット	上田 孝春
構成員	公明党	田村 繁巳
構成員	共産党	伊藤 幾子
構成員	開政	吉田 博幸
オブザーバー	無所属	太田 縁
オブザーバー	無所属	足立 考史

※座長は副議長、構成員は会派の代表者とし、無所属の議員はオブザーバーとする。

※第 6 回以降は田村繁巳議員の代理として、石田憲太郎議員が出席。

3. 検証方法

検証方法については、各条文の達成状況（3段階）、課題・問題点等について全議員に評価・検証シートによるアンケートを実施し、まずは会派ごとに評価・検証シートの集約を行った。その後、「鳥取市議会基本条例検証会議」において、会派ごとの集約結果をもとに鳥取市議会としての評価・検証に取り組むこととした。

4. 協議経過

会議	開催日	検証内容
第1回	令和2年2月12日	・今後の検証の進め方について
第2回	令和2年4月10日	・基本条例の評価・検証方法の確認 ・検証シート（案）の確認
第3回	令和2年5月20日	・評価区分、取り組み状況、検証シート（案）の確認 ・評価、検証の実施方法
第4回	令和2年7月29日	・【グループA】の各会派検証結果について
第5回	令和2年8月17日	・【グループA】の各会派検証結果の取りまとめについて
第6回	令和2年10月28日	・【グループB】の各会派検証結果について
第7回	令和2年11月16日	・【グループB】の各会派検証結果の取りまとめについて ・全体総括のとりまとめについて
第8回	令和2年11月27日	・検証結果報告書のとりまとめについて

5. 評価・検証結果

(1) 概要

全29条を検証した結果、「不十分である」と評価された条文があったものの、概ね「できている」「概ねできている」との評価となった。

評価区分	評価条文数
できている	4
概ねできている	20
不十分である	1
評価対象外	4
合計	29

(2) 各条文の評価・検証結果

条文		総合評価	条文に係る附帯意見
第1条	第1章 総則	評価対象外	
	目的		
第2条	第2章 議会及び議員の活動原則	評価対象外	
	議会の活動原則		
	①情報公開及び市民参加の促進		
	②公平性公正性の確保		
	③説明責任		
	④市政の監視・評価、政策立案・提言		
第3条	議員の活動原則	評価対象外	
	①議員間の自由な議論の尊重		
	②市民全体の福祉の増進		
	③誠実な職務の執行と自己研鑽		
第4条	危機管理	概ねできている	
第5条	第3章 市民と議会の関係	概ねできている	
	市民参加の促進		
	(1)市民参加の機会の充実		
	(2)市民との情報共有		
	(3)公聴会制度、参考人制度の活用		

条文		総合評価	条文に係る附帯意見
第6条	会議の公開	概ねできている	
第7条	市民との意見交換等	概ねできている	
第8条	説明責任	概ねできている	
第9条	議会広報	概ねできている	
第10条	第4章 議会と行政の関係	概ねできている	
	緊張関係の保持		
第11条	論点の明確化	概ねできている	
	(1)一問一答方式		
	(2)市長等の反問		
第12条	政策等の説明及び審議	概ねできている	
	(1)説明及び資料の提出要求		
	(2)予算・決算審査特別委員会における前項の準用		
第13条	第5章 議会の組織	できている	議員定数について、引き続き検討すること。
	議員定数		
	(1)議員定数の変更		
	(2)議員定数に係る規程		
第14条	会派	概ねできている	交渉会派の人数要件について、引き続き検討すること。
	(1)会派		
	(2)会派間の合意形成		
	(3)会派代表者会議		
第15条	議長	概ねできている	
第16条	委員会	概ねできている	
第17条	議会事務局	概ねできている	
第18条	第6章 議会の運営	不十分である	委員会で自由討議が十分できていない。委員間討議をしっかりと行うべきである。
	議会の合意形成		
第19条	議決事件	概ねできている	
	(1)議決事項の決定		
	(2)議決事項の決定に係る規程		
第20条	議員研修	概ねできている	

条文		評価結果	条文に係る附帯意見
第 21 条	議会図書室	概ねできている	
	(1)議会図書室の充実		
	(2)議会図書室に係る規程		
第 22 条	予算の確保	できている	
第 23 条	法定外の審議会等委員の就任	できている	
第 24 条	議会改革の推進	概ねできている	
第 25 条	第 7 章 議員の政治倫理及び待遇	概ねできている	
	議員の政治倫理		
第 26 条	政務活動費	概ねできている	研修・視察に係る報告書もホームページで公開すべきである。
	(1)積極的な調査研究その他の活動		
	(2)政務活動費の適正執行及び説明責任		
	(3)政務活動に係る規程		
第 27 条	第 8 章 最高規範性を見直し	概ねできている	
	最高規範性		
	(1)最高規範性		
	(2)議員研修の実施		
第 28 条	条例の見直し	できている	
	(1)検証及び改正		
	(2)検証結果の公表		
	(3)随時の見直し		
第 29 条	第 9 章 補則	評価対象外	
	その他		

(3) 条例全体に係る附帯意見

鳥取市議会は、本基本条例制定後、初めて検証を行い、評価を行った。各条文に定められた事項は概ね実施されていたが、その中でも課題が散見されたところである。各議員は、今回の検証を生かし、議会活動の活性化と市民に開かれた議会に向けて、全力で取り組むことを求める。

なお、今回の検証において特に対応が必要と思われる事項について、以下のとおり附帯意見とする。

第 6 条 会議の公開については、本会議、委員会及び協議の場の会議を原則公開としており、「概ねできている」と評価したところであるが、インタ

インターネットでの議事録の公開及び動画配信は、現在は本会議に限られている。今後、更なる情報公開を図るため、本会議だけでなく委員会の議事録についてインターネットで公開するなど、誰でもいつでも閲覧できる環境の整備を検討すべきである。

また、委員会の動画公開については、他市の事例等も参考にし、課題や手法などについて研究を進めていくことが必要である。

6. 条文の改正について

本会議による検証の結果、一部「不十分である」とされた条文はあったものの、概ね条例の趣旨に沿った活動ができており、条例改正が必要な項目は認められなかった。

資料

各会派からの評価をもとに本検証会議において協議し取りまとめた鳥取市議会としての総合評価を、本シートに記載する。

なお、参考に記載している評価理由、課題点、問題点、今後の取り組みの方向性については、各会派から提出された意見を転記したものである。

鳥取市議会基本条例 評価・検証シート（総括）

検証項目	危機管理	
関係条文及び条文の解説	<p>【関係条文】 第4条 議会は、災害等緊急事態から市民の生命、身体及び財産の安全を確保するため、市長その他の執行機関（以下「市長等」という。）とともに、危機管理体制の整備に努めるものとする。</p> <p>【条文の趣旨】 大規模災害等の発生に備えるとともに、速やかに復旧・復興できるよう、議会としてもその体制整備に努めることを定めています。</p>	
取り組み状況	平成31年1月～令和元年12月	平成30年1月～平成30年12月
	市議会では、平成28年4月に東日本大震災等の大災害を教訓として、「鳥取市議会災害対応指針」及び「鳥取市議会災害対策会議設置要綱」を定め、危機管理体制の整備に努めています。	市議会では、平成28年4月に東日本大震災等の大災害を教訓として、「鳥取市議会災害対応指針」及び「鳥取市議会災害対策会議設置要綱」を定め、危機管理体制の整備に努めています。
総合評価	1 できている 2 概ねできている 3 不十分である	
今後の取り組みの方向性	<p>【検証会議で確認された事項】 ・特になし</p>	

【参考】各会派からの意見

評価理由、課題、問題点	<ul style="list-style-type: none"> ・近年の災害時の議会事務局を通じたの迅速なeメールは評価する。特に、事前の気象情報・災害情報の提供により、区長と連携を取りやすくなった。また被害状況も迅速に報告が一本化できありがたい（新生） ・大災害を想定した訓練を実施してはいないが、対応可と判断するため（開政） ・各議員の危機管理部等からのフィードバックや、各議員がどう行動をとったのか議会としての運用実態が不明（新生） ・防災服を配布されていない議員や色が統一されておらず、目立ちづらい（新生） ・新型コロナウイルス感染症防止対策への配慮が課題（新生） ・議員個々に指針・要綱の周知が不十分。勉強会等で周知・研究していく必要を感じる。意識向上の余地あり。地域人として行動できているが、議員としてどう行動すべきか認識不十分。自地域中心の意識で良いのか疑問あり（新生） ・近年は大きな災害もなく、市議会災害対策会議を開くことがない。訓練による対策会議を一度計画してはどうか。これにより意識の醸成が図られるものと思う（新生） ・議会として、何か訓練をしてもよいのではないかと（共産党） 	
今後の取り組みの方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・事務局を通じて各議員がやり取りしているが、災害後に各議員からの報告件数等を議会として各議員に情報共有を（新生） ・新型コロナウイルス対策を考慮（新生） ・勉強会等で周知・研究（新生） ・定期的に訓練による市議会災害対策会議の開催（新生） ・防災服を全議員に支給する方向で検討すべき（支給物品：防災服、帽子、長・短靴、革手袋、ビブス）（新生） ・災害時の情報提供と具体化（未来ネット） ・災害時に議会として対応するより実践的な訓練が必要（公明党） ・議会としてのヘルメットや作業服を整備する（各議席に格納型ヘルメットの設置）（公明党） ・他市の動向を研究されたい（開政） 	

鳥取市議会基本条例 評価・検証シート（総括）

検証項目	市民参加の促進	
関係条文及び条文の解説	<p>【関係条文】 第5条 議会は、市政及び議会活動に市民が参加できる機会の充実を図るものとする。 2 議会は、積極的に情報を発信し、より多くの市民との情報の共有に努めるものとする。 3 議会は、市民の見識等を議会審査の参考とするため、必要に応じて法第100条の2の規定による学識経験者等の専門的知見の活用並びに法第115条の2（法第109条第5項において準用する場合を含む。）の規定による公聴会制度及び参考人制度を活用するよう努めるものとする。</p> <p>【条文の趣旨】 開かれた議会とするため、市民の意見・識見の反映、市民との情報共有など、議会活動への市民参加について定めています。</p>	
取り組み状況	平成31年1月～令和元年12月	平成30年1月～平成30年12月
	<p>【第1項】 議会報告会・意見交換会5回開催、対象者 市内高校生、参加人数61人、請願4件、陳情16件、議場見学</p> <p>【第2項】 情報公開請求3件、本会議会議録のHP掲載、HPアクセス数22,919回、議会だより（全戸配布、年4回）、政務活動費領収書公開、本会議中継（CATV、インターネット、録画）、一般質問通告の公表、賛否・議決結果の公表</p> <p>【第3項】 実績なし</p>	<p>【第1項】 議会報告会・意見交換会（トーク・カフェ）1回開催、対象者 市民及び市内通勤通学者、参加人数52人、請願3件、陳情14件、議場見学、議場利用</p> <p>【第2項】 情報公開請求3件、本会議会議録のHP掲載、HPアクセス数26,000回、議会だより（全戸配布、年4回）、政務活動費領収書公開、本会議中継（CATV、インターネット、録画）、一般質問通告の公表、賛否・議決結果の公表</p> <p>【第3項】 実績なし</p>
総合評価	1 できている 2 概ねできている 3 不十分である	
今後の取り組みの方向性	【検証会議で確認された事項】 ・特になし	

【参考】各会派からの意見

評価理由、課題、問題点	<ul style="list-style-type: none"> ・第1項、第2項はできているが、第3項は実績がない（新生） ・現在までの取り組みは評価すべき。議会報告会・意見交換会では市民に関心のある案件について、意見交換ができる機会は、特に必要であるとともに、議会としての説明責任を果たすことにも繋がる（新生） ・請願・陳情を居住地問わず受け付けており、それは評価でき、継続すべきことである（共産党） ・（2020年以降は）世間の様子が急変した（開政） ・第2項、HPアクセス数がまだまだ少ない。活用事例が増える中、市議会のSNS未活用は大きな課題（新生） ・第3項未活用は課題（新生） ・議員、議会側からの発信、提供の部分は概ねできていると感じるが「聴く」仕掛けがまだまだ弱いと感じる。情報共有の観点では不十分、成長の余地を感じる（新生） ・適切な専門家をどのように選別するのか。専門家の意見聴取と市民参加とは並列にはできない。実際市民には専門家もありえるので市民の意見を広聴する 表現が必要ではないか（太田）
今後の取り組みの方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・専門的知見の活用、公聴制度、参考人制度の活用。常任委員会の公開検討（新生） ・第2項、SNSによる情報発信の運用開始（検討中）（新生） ・第3項、具体的な運用手順を明確に周知（新生） ・年4回の定例会の合間に議会報告会等を開催しているが、議会日程の関係で8月10月11月頃が最適と思う（新生） ・参考人制度の積極的活用（公明党） ・委員会の議事録のHP公開とインターネット中継をする必要がある。（共産党） ・次年度以降に、公聴のあり方を再び検討すべきである（開政）

鳥取市議会基本条例 評価・検証シート（総括）

検証項目	会議の公開	
関係条文及び条文の解説	<p>【関係条文】 第6条 議会は、開かれた議会運営に資するため、本会議、委員会及び法第100条第12項に規定する協議又は調整を行う場（以下「協議の場」という。）の会議を原則として公開とする。</p> <p>【条文の趣旨】 本会議、常任委員会、議会運営委員会、特別委員会及び全員協議会など法第100条第12項に規定する協議又は調整を行う場の会議を原則として公開することを定めています。</p>	
取り組み状況	平成31年1月～令和元年12月	平成30年1月～平成30年12月
	本会議CATV中継、本会議インターネット中継アクセス数1,613回、本会議インターネット録画配信アクセス数2,180回、本会議会議録HP掲載、親子傍聴席新設、一般質問発言通告一覧表掲載	本会議CATV中継、本会議インターネット中継アクセス数1,707回、本会議インターネット録画配信アクセス数4,886回、本会議会議録HP掲載、一般質問発言通告一覧表掲載
総合評価	1 できている 2 概ねできている 3 不十分である	
今後の取り組みの方向性	<p>【検証会議で確認された事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本会議、委員会、協議の場は、議長・委員長等の許可なく傍聴できることとしており、原則公開という趣旨は達成されている。ただし、インターネットで公開されているのは本会議の議事録と動画のみであり、本会議以外の議事録と動画の公開について、今後調査研究が必要である。 	

【参考】各会派からの意見

評価理由、課題、問題点	<ul style="list-style-type: none"> ・公開原則により公開している。新庁舎になり、物理的にも対応が可能となっている（新生） ・常任委員会の情報公開について、継続審査になっていること（無所属） ・委員会の公開について今後の課題（新生） ・HPアクセス数がまだまだ少ない。他の事例からのSNS未活用は大きな課題と認識（新生） ・更なる公開情報の周知、PRの検討（新生） ・委員会の議事録HP公開とインターネット中継が必要である（共産党）
今後の取り組みの方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・委員会のインターネット中継の取り組みについて、検討する必要がある（新生） ・今後も公開の原則を順守することが重要（新生） ・ネット動画配信は実施に向けて経費、他都市の取り組みを含めて検討（未来ネット） ・委員会議事録の公開（未来ネット） ・今後も委員会の公開について、慎重に考えられたい（開政）

鳥取市議会基本条例 評価・検証シート（総括）

検証項目	市民との意見交換等	
関係条文及び条文の解説	<p>【関係条文】 第7条 議会は、市民との意見交換及び議会審議等の報告を行うための場を設けるものとする。</p> <p>【条文の趣旨】 議会は、市民の意見の把握及び議会活動の報告を行うための場を設けることを定めています。</p>	
取り組み状況	平成31年1月～令和元年12月	平成30年1月～平成30年12月
	議会報告会・意見交換会5回開催、対象者 市内高校生、参加人数61人	議会報告会・意見交換会（トーク・カフェ）1回開催、対象者 市民及び市内通勤通学者、参加人数52人
総合評価	1 できている 2 概ねできている 3 不十分である	
今後の取り組みの方向性	【検証会議で確認された事項】 ・特になし	

【参考】各会派からの意見

評価理由、課題、問題点	<ul style="list-style-type: none"> ・議会報告会（各地区）から、意見交換会（トークカフェ）高校生との意見交換会等、対象を広げての取り組みは評価できる。報告会は定着した。まだまだ市民に広げていく段階（新生） ・選挙権年齢引き下げによる高校生・大学生との意見トレンドと庁舎移転をきっかけに出向く形式で開催でき、新鮮な感覚で意見交換できることは良かった（新生） ・市民意見の把握は、個々の議員が日ごろの活動の中で収集し議論審議に生かしている（新生） ・議案の審議内容、論点・争点について、市民へ説明責任を果たせるよう議会報告会の在り方を考える必要がある（共産党）
今後の取り組みの方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・コロナ対策を考慮した意見交換会の検討。報告会の検証による取り組みの検討（新生） ・若者・出向くことをトレンドで終わらせず、減少する投票率等、住民の参画意識向上も重要課題と念頭に置き、今後対象や回数を検証しながら、年2回以上、1回は庁舎で全市民、1回は若者に出向く方式を続けてはどうか（新生） ・市民意見の把握のみの場を設けることは今後の課題である（新生） ・オンラインを活用した手法の検討（公明党） ・継続して行われたい（開政）

鳥取市議会基本条例 評価・検証シート（総括）

検証項目	説明責任	
関係条文及び条文の解説	<p>【関係条文】 第8条 議会は、議会運営、審議内容及び議決結果について、市民に対して説明する責任を有する。</p> <p>【条文の趣旨】 議会には、議決結果をはじめとする議会活動について市民に説明する責任があるとともに、議員の議案への賛否態度や質問についても、情報提供に努めることを定めています。</p>	
取り組み状況	平成31年1月～令和元年12月	平成30年1月～平成30年12月
	議会だより、HPに議案ごとの議員の賛否を掲載している。議案の審議内容、論点・争点がどうであったか、どのように合意されたか又はされなかったかなどについては、委員会会議録を情報公開手続きにより公開している。	議会だより、HPに議案ごとの議員の賛否を掲載している。議案の審議内容、論点・争点がどうであったか、どのように合意されたか又はされなかったかなどについては、委員会会議録を情報公開手続きにより公開している。
総合評価	1 できている 2 概ねできている 3 不十分である	
今後の取り組みの方向性	<p>【検証会議で確認された事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> 議会だよりに掲載されている議案の賛否一覧では、議案の審査・審議内容、争点等が分かりにくい。市民の関心が高い議案の審議経過を取り上げたり、議員の一般質問の概要の掲載方法など、誌面の充実を図りたい。 議会報告会・意見交換会については、議会からの報告だけでなく、市民との意見交換に重点を置いた現在のやり方で概ね良い。 	

【参考】各会派からの意見

評価理由、課題、問題点	<ul style="list-style-type: none"> 議会だより、HP等議会媒体を通じて説明し、市民に対する説明責任はできている（新生） 議会だよりに掲載している全議員賛否一覧では、議案説明の内容が不十分で、何の賛否か不明確（新生） 委員会の議事録HP公開とインターネット中継が必要である。議案の審議内容、論点・争点について、市民へ説明責任を果たせるよう議会報告会の在り方を考える必要がある（共産党） 質疑のすべてが記載できていない。質問件数、用紙が限定されている（無所属）
今後の取り組みの方向性	<ul style="list-style-type: none"> 委員会の情報公開手続きについて検討する必要がある。ネット公開すればよい（未来ネット） 特になく、現状維持（開政）

鳥取市議会基本条例 評価・検証シート（総括）

検証項目	議会広報	
関係条文及び条文の解説	<p>【関係条文】 第9条 議会は、議会活動を市民に周知するため、多様な手段を活用し、積極的な広報に努めるものとする。</p> <p>【条文の趣旨】 議会における広報の充実について定めています。</p>	
取り組み状況	平成31年1月～令和元年12月	平成30年1月～平成30年12月
	HPアクセス数22,919回、議会だより（全戸配布、年4回）、本会議CATV中継、本会議インターネット中継アクセス数1,613回、本会議インターネット録画配信アクセス数2,180回、本会議会議録HP掲載	HPアクセス数26,000回、議会だより（全戸配布、年4回）、本会議CATV中継、本会議インターネット中継アクセス数1,707回、本会議インターネット録画配信アクセス数4,886回、本会議会議録HP掲載
総合評価	1 できている 2 概ねできている 3 不十分である	
今後の取り組みの方向性	<p>【検証会議で確認された事項】 ・特になし</p>	

【参考】各会派からの意見

評価理由、課題、問題点	<ul style="list-style-type: none"> ・現在の広報の取り組みを評価するが、HPアクセス数がまだまだ少ない。他の事例からもSNSの未活用は大きな課題と認識すべき（新生） ・視察報告書の未活用。視察で何が勉強になったのか不明という声がある。だよりや各会派だけでは不十分。議会としてせつかくの視察報告書を活用しきれていない（新生） ・本会議を見て、楽しみ、感心され納得感のある仕組みに改善の余地あり（新生）
今後の取り組みの方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・HPアクセス数増加対策の取り組み強化（SNS活用導入）（新生） ・各委員会、各会派ごとに、議長に提出した視察報告書を活用し、A4版1枚程度抜粋したまとめをWEBに掲載（新生） ・SNSについて、意味、やり方について検討が必要（未来ネット） ・SNSを活用した広報の在り方を検討（公明党） ・議会広報委員会で検討されるべきである（開政）

鳥取市議会基本条例 評価・検証シート（総括）

検証項目	緊張関係の保持	
関係条文及び条文の解説	<p>【関係条文】 第10条 議会及び議員と市長等との関係は、その立場及び権能の違いを踏まえ、緊張ある関係の保持に努めるものとする。</p> <p>【条文の趣旨】 議会及び議員と市長等がどのような関係にあるべきかを定めています。</p>	
取り組み状況	平成31年1月～令和元年12月	平成30年1月～平成30年12月
	/	
総合評価	1 できている 2 概ねできている 3 不十分である	
今後の取り組みの方向性	<p>【検証会議で確認された事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特になし 	

【参考】各会派からの意見

評価理由、課題、問題点	<ul style="list-style-type: none"> ・現在の関係を維持すればよい（新生） ・各々方、会派ごとに努めているように感じる（開政）
今後の取り組みの方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・是々非々で対応すべき（未来ネット） ・明言すべき事柄ではない（開政）

鳥取市議会基本条例 評価・検証シート（総括）

検証項目	論点の明確化	
関係条文及び条文の解説	<p>【関係条文】 第11条 議員は、本会議における質疑及び質問を、一問一答方式等により、論点及び争点を明確にして行うものとする。 2 市長等は、本会議、委員会及び協議の場において、議長又は委員長の許可を得て、議員の質疑又は質問に対し、反問することができる。</p> <p>【条文の趣旨】 議員が行う質疑や質問及びそれに対する市長等が行う答弁を、論点や争点を明確にして市民にわかりやすく行うことを定めています。</p>	
取り組み状況	平成31年1月～令和元年12月	平成30年1月～平成30年12月
	<p>【第1項】 平成16年6月定例会から一問一答式を採用。</p> <p>【第2項】 平成27年12月定例会から、市長等の反問を認めている。</p>	<p>【第1項】 平成16年6月定例会から一問一答式を採用。</p> <p>【第2項】 平成27年12月定例会から、市長等の反問を認めている。</p>
総合評価	1 できている 2 概ねできている 3 不十分である	
今後の取り組みの方向性	<p>【検証会議で確認された事項】 ・一問一答制の利点が生かされていない。議員の資質を高めて、論点争点が分かりやすい議論を心がける必要がある。</p>	

【参考】各会派からの意見

評価理由、課題、問題点	<ul style="list-style-type: none"> ・論点、争点を明確にするためには議員があらかじめ詳細に説明することが大切であるが、近年は概ね良いと思う（新生） ・全議員、執行部側も分かりやすい説明に努力していると感じるが、執行部側の反問権の活用がほとんどない（新生） ・一問一答式の利点が生かされていない（共産党）
今後の取り組みの方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・議員はできるだけ下を向かず、答弁者の目を見てしっかりした追及質問を心がける。市長は反問権を行使することも必要に応じてあってしかるべきだと思う（新生） ・聴き取り時に丁寧な解説や説明（新生） ・論点が分かりにくい。各議員の資質を高める（未来ネット） ・特になし。現状維持（開政）

鳥取市議会基本条例 評価・検証シート（総括）

検証項目	政策等の説明及び審議	
関係条文及び条文の解説	<p>【関係条文】 第12条 議会は、市長等が提案する政策、計画、施策、事業等（以下「政策等」という。）について、審議における論点及び争点を明らかにし、政策等の水準を高めるため、市長等に対し、次に掲げる事項の説明及び資料の提出を求めることができる。 （1） 政策等の背景、経過、目的及び効果 （2） 他の地方公共団体の類似する政策等との比較検討 （3） 政策等の形成過程での市民参加の有無及びその内容 （4） 総合計画又はその他の計画との整合性 （5） 関係法令及び条例等 （6） 財源措置及び将来にわたるコスト計算 2 議会は、予算及び決算の審議に当たっては、市長等に対し、前項の規定に準じた施策別又は事業別の説明資料の提出を求めるものとする。</p> <p>【条文の趣旨】 市の政策等について、審議等に必要な詳しい資料の提出や説明を求めることができるようにすることを定めています。</p>	
取り組み状況	平成31年1月～令和元年12月	平成30年1月～平成30年12月
	<p>【第1項】 全員協議会の開催、事業別概要書、委員会資料、議員調査依頼数103件</p> <p>【第2項】 事業別概要書、委員会資料、予算概要の説明資料（概要、歳入歳出主な増減等）、主要な施策等の成果説明書、市政の概要発行</p>	<p>【第1項】 全員協議会の開催、事業別概要書、委員会資料、議員調査依頼数37件</p> <p>【第2項】 事業別概要書、委員会資料、予算概要の説明資料（概要、歳入歳出主な増減等）、主要な施策等の成果説明書、市政の概要発行</p>
総合評価	1 できている 2 概ねできている 3 不十分である	
今後の取り組みの方向性	<p>【検証会議で確認された事項】 ・ 特になし</p>	

【参考】各会派からの意見

評価理由、課題、問題点	<ul style="list-style-type: none"> ・ 議員の調査依頼件数の増加（37件→103件）。必要に応じ資料提供等を要求しており、的確に対応されていると思う。説明についても概ねできていると感じる（新生） ・ 委員会の中で資料請求すると早く提出される（開政） ・ 特に、政策等の効果の説明が不十分（新生） ・ 他の自治体（地方公共団体）の政策の見聞を意識して取り組みを行わないと、本市政策の水準が高まらない（新生） ・ 1（2）の他の地方公共団体の類似する政策等との比較検討が弱い（公明党） ・ 資料請求できることが活用されていない（共産党）
今後の取り組みの方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第5条市民と議会とも関係の専門的知見の活用は、本条にこそ必要ではないか（新生） ・ コロナでもアンテナを高く掲げており、情報収集は工夫して行いたい。（新生） ・ 説明については、説明員の個人差があるが、短時間で要領よく説明するよう努めること（新生） ・ 事業別概要の記載内容に、部局により若干の違いがある。統一されたい（未来ネット） ・ 特になし。現状維持（開政）

鳥取市議会基本条例 評価・検証シート（総括）

検証項目	議員定数	
関係条文及び条文の解説	<p>【関係条文】 第13条 議員定数は、議会機能の確保の観点に立ち、市政の状況、将来の見通し、市民の意見等を総合的に判断し、決定するものとする。 2 議員の定数は、鳥取市議会の議員の定数を定める条例（平成14年鳥取市条例第20号）に定めるところによる。</p> <p>【条文の趣旨】 議員定数を定めるときの基本的な方針を定めています。</p>	
取り組み状況	平成31年1月～令和元年12月	平成30年1月～平成30年12月
	<p>【第1項】 32名（H26年改選時から36人→32人）</p> <p>【第2項】 評価対象外</p>	<p>【第1項】 32名（H26年改選時から36人→32人）</p> <p>【第2項】 評価対象外</p>
総合評価	<p>1 できている 2 概ねできている 3 不十分である</p>	
今後の取り組みの方向性	<p>【検証会議で確認された事項】 ・現時点は「できている」が良いが、32人の定数で良いのか常に検証し、説明する必要がある。</p>	

【参考】各会派からの意見

評価理由、課題、問題点	<ul style="list-style-type: none"> ・平成26年度より36名から32名、4常任委員会定数が8名となり、委員長以外で7名賛否明らかにした（新生） ・人口規模と面積を勘案して考えると適当と考える（公明党） ・これ以下の議員数だと、委員会の議論が深まらなくなる（共産党） ・他都市と比較したところ、適正人数と判断したため（開政） ・課題として、本市に於ける少子化・人口減少及び税収の動向（無所属）
今後の取り組みの方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・人口減少、議員の成り手不足等から、定数制等への対応は考える必要がある（新生） ・人口が減少しても面積は減少しないので、現在の議員定数で住民説明が十分に行えているか。平成26年に定数を削減した際に、政務活動費（広報費等）の増額が必要でなかったか今後検証する（新生） ・平成16年11月合併により人口は約21万人となり、議員定数44名となったが平成18年12月改選期より36名と定数改正された後、平成26年12月改選期より32名となって現在に至るが、人口減少傾向にある本市の定数見直しをする基準の考え方（無所属） ・市民から、「議員定数を減らしたほうがいい」という声が出ないように、しっかり活動する（共産党） ・別途添付資料の都市の動向に留意すること（開政） ・さらに人口減少が進めば見直しが必要（公明党） ・現状で良い（未来ネット）

鳥取市議会基本条例 評価・検証シート（総括）

検証項目	会派	
関係条文及び条文の解説	<p>【関係条文】 第14条 議員は、政策を中心とした同一の理念を共有する議員で構成する会派（以下「会派」という。）を結成することができる。 2 会派は、議会運営、政策決定及び政策提言に関し、必要に応じて会派間の協議を行い、合意形成に努めるものとする。 3 議長は、必要があると認めるときは、会派の代表者の会議を開催する。</p> <p>【条文の趣旨】 会派の結成、会派活動などについて定めています。</p>	
取り組み状況	平成31年1月～令和元年12月	平成30年1月～平成30年12月
	<p>【第1項】 会派数 5会派</p> <p>【第2項】 会派代表者会等の開催</p> <p>【第3項】 会派代表者会（開催回数：10回）</p>	<p>【第1項】 会派数 5会派</p> <p>【第2項】 会派代表者会等の開催</p> <p>【第3項】 会派代表者会（開催回数：10回）</p>
総合評価	1 できている 2 概ねできている 3 不十分である	
今後の取り組みの方向性	<p>【検証会議で確認された事項】 ・交渉会派の人数要件については、引き続き検討が必要である。</p>	

【参考】各会派からの意見

評価理由、課題、問題点	<ul style="list-style-type: none"> ・会派間での調整等については、代表者会や、会派幹事長会でおおむねスムーズに進行されている（新生） ・大きな問題は起きていないため（開政）無所属議員の代表者会への出席は、公平性の観点から問題（新生） ・議会運営委員会については概ねできているが、政策決定及び政策提言に関しては、更なる努力が必要（公明党） ・交渉会派の人数が4人以上であること（共産党） ・会派は2人以上の議員で構成するとなっていること（共産党） ・会派を結成できるとあるが、必ずしも会派を結成しない議員もある。会派に属さない議員についての明記がない（無所属） ・この記述によれば、議員個人を主とした表現と思われ会派結成は任意であるにもかかわらず、合意形成が会派間のみで行われているような表現になっている（無所属） 18条と矛盾している。（無所属） 鳥取市議会会派代表者申し合わせ事項7に「代表者会は公開しないもの」とあるが、この条例の目的からすれば公開はやむを得ないとすれば代表者会の記述を検討すべきではないか。（無所属）
今後の取り組みの方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・代表者会への出席は、あくまで会派代表者に限定すべき。無所属議員については、担当事務職員で連絡調整等、適切に行う方向で検討すべき（新生） ・代表者会の役割を明確にし、条例に規定する（未来ネット） ・交渉会派4名についての検討が必要か（新生） ・交渉会派を整理して、条例に規定する（未来ネット） ・交渉会派及び会派の人数を見直すこと（共産党） ・少数会派以上の人員が無所属（無会派）に在するとき、その扱いには留意しながら修整対応すべきである（開政）

鳥取市議会基本条例 評価・検証シート（総括）

検証項目	議長	
関係条文及び条文の解説	<p>【関係条文】 第15条 議長は、議会を代表して中立公正な職務遂行に努めるとともに、民主的かつ効率的な議会運営を行わなければならない。</p> <p>【条文の趣旨】 議会の代表である議長が、職務を行う上での基本的な方針を定めています。</p>	
取り組み状況	平成31年1月～令和元年12月	平成30年1月～平成30年12月
	/	
総合評価	1 できている 2 概ねできている 3 不十分である	
今後の取り組みの方向性	<p>【検証会議で確認された事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・議長の立候補制について、今後の検討課題としてはどうか。 	

【参考】各会派からの意見

評価理由、課題、問題点	<ul style="list-style-type: none"> ・現状で問題なし（新生） ・議長の会派離脱について検討してはどうか。立候補制をとってはどうか（共産党） ・「13条 会派について3 議長は、必要があると認めるときは、会派の代表者の会議を開催する」この表現と中立との関係がわかりにくい（太田）
今後の取り組みの方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・会派の存在は、憲法第21条に照らして認められる。しかし、議員が何らかの会派に属さねばならないということはない。しかるに、「議長は、必要があると認めるときは、会派の代表者の会議を開催する」のは、会派に属さない議員をオブザーバとし、公平にあつかっていないことになるので、第15条 議長は、議会を代表して中立公正な職務遂行に努めるとともに、民主的かつ効率的な議会運営を行わなければならない。の記述と矛盾するので、この記述は検討すべきだと考えます（太田）

鳥取市議会基本条例 評価・検証シート（総括）

検証項目	委員会	
関係条文及び条文の解説	<p>【関係条文】 第16条 常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会は、その有する専門性の見地から調査及び審査を行うとともに、積極的に政策立案及び政策提言を行うものとする。</p> <p>【条文の趣旨】 委員会の役割と求められる機能について定めています。</p>	
取り組み状況	平成31年1月～令和元年12月	平成30年1月～平成30年12月
	別紙のとおり	別紙のとおり
総合評価	1 できている 2 概ねできている 3 不十分である	
今後の取り組みの方向性	<p>【検証会議で確認された事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・閉会中の調査及び政策立案を積極的に行うべきである。 	

【参考】各会派からの意見

評価理由、課題、問題点	<ul style="list-style-type: none"> ・文教経済・福祉保健＝請願・陳情をきっかけに、委員会内での学習会や現地調査ができたことは良かった。委員会活動としては良いことである（共産党） ・議運で議会の総括をするようになったことは前進（共産党） ・安定した運営がなされている委員会が多数あるため（開政） ・自由討議、閉会中審査が不足、政策立案もないことが課題（新生） ・事前に議案の調査研究が必要。委員会運営に対する姿勢が問われている（新生） ・閉会中の審査、調査活動が不十分である（公明党） ・積極的に政策立案や政策提言をするためにも、委員会における調査機能をどのように高めるのが課題（共産党） ・常任委員会での調査事件が、委員会によって事務量の相違がある（新生） ・議会提案「鳥取市地酒で乾杯条例（H28）」の普及促進が必要（新生） ・議案の内容で部をまたがる場合の執行部の出席者については、事前に協議する必要がある（共産党） ・現在特別委員会は会派に属さない議員は委員となりえないがその旨の記述がない（無所属）
今後の取り組みの方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・各委員の事前の調査・研究により質疑項目の絞り込みで、委員会の効率的な運営（新生） ・政策立案及び政策提言をより積極的に行うべきである（未来ネット） ・政策立案、政策提言についての委員会の活性化を図る（公明党） ・常任委員会での所管事務の見直し（新生） ・閉会中に審査項目の管内視察を実施と、そのための議会予算の計上を（新生） ・正副委員長の就任時に、責任・役割についての勉強会（新生） ・調査及び審査するために必要な資料について、委員会で執行部に求めていくこと（共産党） ・協議の場に安定性を備えるべきか（開政）

◆ 第16条関係

鳥取市議会の審議状況について（議会基本条例の検証 1月～12月）

◎ 本会議開催日数

期間	2月	6月	9月	臨時会	12月	合計
H30	9	7	8	1	6	31
H31 (R01)	8	7	8		7	30

◎ 一般質問者数

期間	2月	6月	9月	12月	合計
H30	27	26	27	28	108
H31 (R01)	28	28	26	28	110

◎ 議員提出議案数

期間	2月	6月	9月	臨時会	12月	合計
H30	3	3	3	0	2	11
H31 (R01)	5	1	3		2	11

◎ 請願・陳情の提出件数

期間	請願	陳情
H30. 1～H30. 12	3	14
H31. 1～R1. 12	4	16

◎ 公聴会制度、参考人制度の活用

期間	回数
H30. 1～H30. 12	0
H31. 1～R1. 12	0

◎ 委員会審査の状況

◇ 総務企画委員会

期間	開催回数 (延べ)	議案の付託 件数	請願の付託 件数	陳情の送付 件数	専決処分の 報告	その他報告	委員会提出 議案件数
H30	16	59	3	2	14	29	1
H31・R01	13	48	2	9	17	34	2

◇ 福祉保健委員会

期間	開催回数 (延べ)	議案の付託 件数	請願の付託 件数	陳情の送付 件数	専決処分の 報告	その他報告	委員会提出 議案件数
H30	12	60	0	3	4	28	0
H31・R01	10	44	1	1	5	21	1

◇ 文教経済委員会

期間	開催回数 (延べ)	議案の付託 件数	請願の付託 件数	陳情の送付 件数	専決処分の 報告	その他報告	委員会提出 議案件数
H30	13	56	0	3	4	35	2
H31・R01	11	29	1	4	4	54	2

◇ 建設水道委員会

期間	開催回数 (延べ)	議案の付託 件数	請願の付託 件数	陳情の送付 件数	専決処分の 報告	その他報告	委員会提出 議案件数
H30	16	53	0	1	9	64	0
H31・R01	12	28	0	1	6	38	0

新庁舎建設に係る調査特別委員会

期間	開催回数 (延べ)	議案の付託 件数	請願の付託 件数	陳情の送付 件数	専決処分の 報告	その他報告	委員会提出 議案件数
H30	7	3	0	0	0	5	0

※ 最終報告 (H30.10.04)

跡地等の活用に関する調査特別委員会

期間	開催回数 (延べ)	議案の付託 件数	請願の付託 件数	陳情の送付 件数	専決処分の 報告	その他報告	委員会提出 議案件数
H30	12	1	0	0	0	4	0
H31・R01	10	1	0	0	0	6	0

※ 最終報告 (H30.9.25) 中間報告 (R元.07.01)

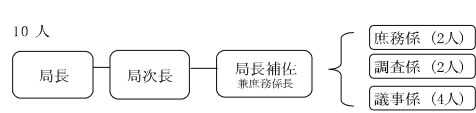
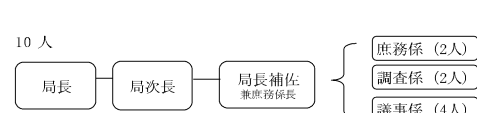
◇ 予算審査特別委員会 (全体会・分科会)

期間	開催回数 (延べ)	議案の付託 件数	請願の付託 件数	陳情の送付 件数	専決処分の 報告	その他報告	委員会提出 議案件数
H30 (分科会含む)	18	21	0	0	0	0	0
H31 (分科会含む)	19	20	0	0	0	0	0

◇ 決算審査特別委員会 (全体会)

期間	開催回数 (延べ)	議案の付託 件数	請願の付託 件数	陳情の送付 件数	専決処分の 報告	その他報告	委員会提出 議案件数
H30 (分科会含む)	10	5	0	0	0	0	0
R01.9	5	5	0	0	0	0	0
H30.9分科会	5						
R01 (分科会含む)	10	5	0	0	0	0	0

鳥取市議会基本条例 評価・検証シート（総括）

検証項目	議会事務局	
関係条文及び条文の解説	<p>【関係条文】 第17条 議会は、議会の政策立案能力の向上及び議会の円滑かつ効率的な運営のため、議会事務局の調査機能及び法務機能の充実並びに組織体制の充実に努めるものとする。</p> <p>【条文の趣旨】 市議会に設置している議会事務局のあり方について定めています。</p>	
取り組み状況	平成31年1月～令和元年12月	平成30年1月～平成30年12月
	<p>10人</p>  <p>研修への参加（市町村職員中央研修所、日本経営協会、全議・県議長会・西日本市議会事務局職員研修）</p>	<p>10人</p>  <p>研修への参加（市町村職員中央研修所、日本経営協会、全議・県議長会・西日本市議会事務局職員研修）</p>
総合評価	1 できている 2 概ねできている 3 不十分である	
今後の取り組みの方向性	<p>【検証会議で確認された事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特になし 	

【参考】各会派からの意見

評価理由、課題、問題点	<ul style="list-style-type: none"> ・近隣町議会と比較して、法務機能の充実を実感するため（開政） ・調査機能および法務機能の充実が課題（新生） ・職員の更なる資質の向上を求める（新生） ・議会事務局の活用について、明確に理解できていないため、政策立案に向けて事務局との取り組みが不十分である（公明党） ・課題点：評価の仕方、基準が不明（無所属） ・役職に応じた研修マニュアルがあるのか（無所属）
今後の取り組みの方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・10名の職員体制は、委員会の担当・会派担当等、仕事量も多く増員する必要がある（新生） ・議会（議会、議員、会派）の政策の調査・研究及び企画立案力を向上させるために、議会事務局の職員を増員して事務局体制を再構築する（未来ネット） ・人員削減しない（開政） ・議会事務局を議員が活用すること（共産党） ・議事係職員への議事調査への委託の活用促進（新生） ・調査係の増員による調査機能強化。成文法務を担当職員育成または外注等（新生） ・議員提案の条例等について、作成の早い段階から成文化するなど、議員と協力して携わる職員の配置を（新生） ・類似都市などの議会事務局体制を参考にしながら、今後検討すべきである（未来ネット）

鳥取市議会基本条例 評価・検証シート（総括）

検証項目	議会の合意形成	
関係条文及び条文の解説	<p>【関係条文】 第18条 議会は、言論の場であることを踏まえ、議員間の自由討議を尽くして、合意形成に努めるものとする。</p> <p>【条文の趣旨】 議会としての最終的な意思決定は、多数決により行われますが、前提として、議員同士が活発に意見を交わすことにより、政策についての考え等を磨き上げ、市民福祉の増進と市政の発展という目的に向かって、議会として合意ができるように努めることを定めています。</p>	
取り組み状況	平成31年1月～令和元年12月	平成30年1月～平成30年12月
	委員間討議の導入（H26.2定例会）	委員間討議の導入（H26.2定例会）
総合評価	1 できている 2 概ねできている 3 不十分である	
今後の取り組みの方向性	<p>【検証会議で確認された事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委員会での、委員間討議が不十分である。もっと積極的に委員間討議を行い、合意形成を図るべきである。 	

【参考】各会派からの意見

評価理由、課題、問題点	<ul style="list-style-type: none"> ・委員を含む議員間討議が可能な状況であるため（開政） ・委員会での委員間討議、自由討議が少ない（新生） ・発言回数少ない議員の姿勢。委員の認識等に差がある（新生） ・委員間討議があまり行われていない（公明党） ・委員間討議が活用されていない（共産党） ・常任委員会では議員間の討論はさなれているが、常任委員会以外の委員会では発言することができない（無所属）
今後の取り組みの方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・熟議を基本としながらも、議事の内容を逸脱しないこと（新生） ・委員長等の権限で、自由討議を尽くすための運営の検討が必要。一方、各議員も持論を持ちしっかりと発言し、他者に伝えるための日ごろの情報収集等の努力も大切（新生） ・議員の勉強会の開催と、事務局の成文法務機能の充実（新生） ・議員間討議をもっと積極的に行い、合意形成に努めるべきである（未来ネット） ・議員一人ひとりが、議員同士で活発に意見を交わすことを意識して臨むこと（共産党）

鳥取市議会基本条例 評価・検証シート（総括）

検証項目	議決事件	
関係条文及び条文の解説	<p>【関係条文】 第19条 議会は、法第96条第2項の規定に基づき、議事機関としての機能強化のため、必要な事項を議決事件として定めるものとする。 2 法第96条第2項の規定により定める議決事件は、議会の議決すべき事件に関する条例（平成21年鳥取市条例第29号）に定めるところによる。</p> <p>【条文の趣旨】 議会における議決事件の拡大について定めています。</p>	
取り組み状況	平成31年1月～令和元年12月	平成30年1月～平成30年12月
	<p>【第1項】 H27年9月定例会で、市の総合計画の基本構想の策定変更廃止に関することを追加。</p> <p>【第2項】 ◎ 定住自立圏形成協定の締結、変更又は廃止に関すること、◎ 本市における総合的かつ計画的な市政運営を図るための計画（いわゆる「鳥取市総合計画」）の基本構想の策定、変更又は廃止に関することの2項目が条例に定められている。</p>	<p>【第1項】 H27年9月定例会で、市の総合計画の基本構想の策定変更廃止に関することを追加。</p> <p>【第2項】 ◎ 定住自立圏形成協定の締結、変更又は廃止に関すること、◎ 本市における総合的かつ計画的な市政運営を図るための計画（いわゆる「鳥取市総合計画」）の基本構想の策定、変更又は廃止に関することの2項目が条例に定められている。</p>
総合評価	1 できている 2 概ねできている 3 不十分である	
今後の取り組みの方向性	【検証会議で確認された事項】 ・特になし	

【参考】各会派からの意見

評価理由、課題、問題点	<ul style="list-style-type: none"> ・対応できていると判断するため（開政） ・議決事件として定める根拠（無所属）
今後の取り組みの方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・他都市の議決事件の状況を調査、研究すべきである（未来ネット） ・議会における議決事件の拡大の具体的な方法（進め方）について（無所属）

鳥取市議会基本条例 評価・検証シート（総括）

検証項目	議員研修	
関係条文及び条文の解説	<p>【関係条文】 第20条 議会は、議員の政策の立案能力等の向上を図るため、議員研修を実施するものとする。</p> <p>【条文の趣旨】 第3条の議員の活動原則で、議員は不断の研さんに努めることとしていますが、議会としても、その機会を設けることを定めています。</p>	
取り組み状況	平成31年1月～令和元年12月	平成30年1月～平成30年12月
	<p>鳥取市議会議員研修 H31.3.22開催「鳥取県の気環境について」</p> <p>鳥取県四市議会議員研修 H31.1.31 「これからの市議会議員に求められるもの」 R01.8.22 「二元代表制を災害から守るために～議会の防災対応～」</p>	
総合評価	1 できている 2 概ねできている 3 不十分である	
今後の取り組みの方向性	<p>【検証会議で確認された事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 議員研修のテーマを選定する際は、議員の意見も参考にすべきである。 	

【参考】各会派からの意見

評価理由、課題、問題点	<ul style="list-style-type: none"> ・ 臨機に内容を変えて実施されているため（開政） ・ 選定されたテーマの必要性や選定経過が不明瞭（新生）
今後の取り組みの方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 議員の意向を反映させるような仕組みでテーマ選定を（新生） ・ 研修のテーマ、あり方について検討が必要（公明党） ・ 政策立案のための研修会の実施を（新生） ・ 議員の資質向上ためには、今後政務調査費の拡充を図ることが必要（新生） ・ 他都市の取り組み状況の情報を収集して、研修の充実に努めるべきである（未来ネット） ・ 市議会独自の研修後に、20分程度でも議員同士で意見交換をしてもいいのではないかと（共産党）

鳥取市議会基本条例 評価・検証シート（総括）

検証項目	議会図書室	
関係条文及び条文の解説	<p>【関係条文】 第21条 議会は、議員の調査研究に資するため、議会図書室の充実に努めるものとする。 2 議会図書室については、鳥取市議会図書室条例（昭和49年鳥取市条例第19号）に定めるところによる。</p> <p>【条文の趣旨】 議会図書室のあり方について定めています。</p>	
取り組み状況	平成31年1月～令和元年12月	平成30年1月～平成30年12月
	<p>【第1項】 蔵書数約1,100冊（議会運営関係、地方自治法関係、各種例規集）、本市の各種計画資料、市政関連新聞7紙、月刊雑誌等</p> <p>【第2項】 評価対象外</p>	<p>【第1項】 蔵書数約1,100冊（議会運営関係、地方自治法関係、各種例規集）、本市の各種計画資料、市政関連新聞7紙、月刊雑誌等</p> <p>【第2項】 評価対象外</p>
総合評価	1 できている 2 概ねできている 3 不十分である	
今後の取り組みの方向性	<p>【検証会議で確認された事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特になし 	

【参考】各会派からの意見

評価理由、課題、問題点	<ul style="list-style-type: none"> ・棚の整理に改善がみられ、目的を達していると判断するため（開政） ・古い蔵書が多く、新刊書が少なく、蔵書が少ない（新生） ・過去の新聞記事閲覧等での利用は多いが、インターネット等の情報収集が多い（新生） ・議員に活用されていない（共産党）
今後の取り組みの方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・蔵書の整理、更新（新生） ・インターネット閲覧の推進（新生） ・他都市の議会図書館の運営機能を参考にしながら、充実に努めるべきである（未来ネット） ・議会図書室の在り方について、説明を受けたい（公明党） ・調査・研究に積極的に活用していくこと（共産党）

鳥取市議会基本条例 評価・検証シート（総括）

検証項目	予算の確保	
関係条文及び条文の解説	<p>【関係条文】 第22条 議会は、議事機関としての機能を確保するとともに、円滑な議会運営、議会活動及び議員活動の充実を図るため、必要な予算の確保に努めるものとする。</p> <p>【条文の趣旨】 議会活動に必要な予算の確保に努めることを定めています。</p>	
取り組み状況	平成31年1月～令和元年12月	平成30年1月～平成30年12月
	<p>十分な予算を確保している。 決算額R元年度 447,237千円（見込み）</p>	<p>十分な予算を確保している。 決算額H30年度 446,958千円</p>
総合評価	<p>1 できている 2 概ねできている 3 不十分である</p>	
今後の取り組みの方向性	<p>【検証会議で確認された事項】 ・特になし</p>	

【参考】各会派からの意見

評価理由、課題、問題点	<ul style="list-style-type: none"> ・必要な予算を最低限度、確保していると判断するため（開政） ・議会広報費、常任委員会の管内視察費、特別委員会・協議の場の県外視察の有無等の確認が不十分（新生）
今後の取り組みの方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・議会予算案の作成時に各議員の課題認識や提案等の反映を。例えばヒアリングシート作成を（新生） ・紙媒体以外（SNS等）にも予算付けを行う（新生）

鳥取市議会基本条例 評価・検証シート（総括）

検証項目	法定外の審議会等委員の就任	
関係条文及び条文の解説	<p>【関係条文】 第23条 議員は、二元代表制及び住民自治の観点から、法定外の執行機関の諮問機関及び審議会等の委員に就任しない。ただし、政策的に議会が参画する必要があると判断するものについては、この限りではない。</p> <p>【条文の趣旨】 議員は、原則的に法定外の執行機関の諮問機関及び審議会等の委員に就任しないことを定めています。</p>	
取り組み状況	平成31年1月～令和元年12月	平成30年1月～平成30年12月
	<p>法令によるもの：都市計画審議会（都市計画法及び政令）、民生委員推薦会（民生委員法）、社会福祉審議会（社会福祉法） 政策的なもの：土地開発公社（土地開発公社定款）、鳥取開発公社（鳥取開発公社寄附行為）</p>	<p>法令によるもの：都市計画審議会（都市計画法及び政令）、民生委員推薦会（民生委員法）、社会福祉審議会（社会福祉法） 政策的なもの：土地開発公社（土地開発公社定款）、鳥取開発公社（鳥取開発公社寄附行為） ※ 八頭中央森林組合から「森林づくり協議会」への委員推薦依頼があったが、法定外機関の委員には就任しないという原則から、推薦しないことと決定した。</p>
総合評価	<p>1 できている 2 概ねできている 3 不十分である</p>	
今後の取り組みの方向性	<p>【検証会議で確認された事項】 ・特になし</p>	

【参考】各会派からの意見

評価理由、課題、問題点	<ul style="list-style-type: none"> ・情報共有できていない（新生） ・現在、認知度が低いこと（開政） ・政策的に議会が参画する必要があると判断するものについては、この限りではない。 → 政策に参画する根拠と誰がどのように判断するのがわかりにくい。（無所属） 											
今後の取り組みの方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・会議資料の1部余分を、ファイルして図書室に設置してはどうか（新生） ・過去の相談・協議内容を年度として記録しておく。必要と感じる議員は、例規集に綴じる（開政） <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>H元～10</td> <td>H11～20</td> <td>H21～30</td> <td>H31～R8</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">●件</td> <td style="text-align: center;">●件</td> <td style="text-align: center;">●件</td> <td style="text-align: center;">●件</td> </tr> </table>				H元～10	H11～20	H21～30	H31～R8	●件	●件	●件	●件
H元～10	H11～20	H21～30	H31～R8									
●件	●件	●件	●件									

鳥取市議会基本条例 評価・検証シート（総括）

検証項目	議会改革の推進	
関係条文及び条文の解説	<p>【関係条文】 第24条 議会は、市民に信頼され開かれた議会を目指し、更なる議会改革を推進するものとする。</p> <p>【条文の趣旨】 議会改革の推進方針について定めています。</p>	
取り組み状況	平成31年1月～令和元年12月	平成30年1月～平成30年12月
	<p>議会改革検討委員会（開催回数：7回）</p> <p>議会運営委員会で定例会総括を実施（H30年6月定例会から）</p>	<p>議会改革検討委員会（開催回数：10回）</p> <p>議会運営委員会で定例会総括を実施（H30年6月定例会から）</p>
総合評価	1 できている 2 概ねできている 3 不十分である	
今後の取り組みの方向性	<p>【検証会議で確認された事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特になし 	

【参考】各会派からの意見

評価理由、課題、問題点	<ul style="list-style-type: none"> ・ 議運での定例会総括も細分化した方式となり評価できる（新生） ・ 議会改革検討委員会を立ち上げ、改革の検討段階のため（公明党） ・ 無所属議員の参画や経過報告に未達成を感じるため（開政） ・ 本会議以外のインターネット中継、議事録の公開の検討が必要（共産党） ・ 回数よりも内容の充実資すべきではないか（開政） ・ 市民に信頼され開かれた議会とはなにか（無所属）
今後の取り組みの方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 今後も条文の主旨を踏まえて積極的に取り組んでいくべきである（未来ネット） ・ 委員会のインターネット中継、議事録の公開を進めていく（共産党） ・ 住民自治の観点から、信頼を得るには議員間（会派間）の風通しが必要か（開政） ・ 情報公開と透明性の検証をどのように行うのか（無所属）

鳥取市議会基本条例 評価・検証シート（総括）

検証項目	議員の政治倫理	
関係条文及び条文の解説	<p>【関係条文】 第25条 議員は、市民の代表者としてふさわしい品位と見識を養うとともに、自らの責務を正しく認識し、誠実かつ公正に職務を遂行するものとする。</p> <p>【条文の趣旨】 議員が備えるべき政治倫理について定めています。</p>	
取り組み状況	平成31年1月～令和元年12月	平成30年1月～平成30年12月
	平成18年度に「鳥取市議会議員政治倫理要綱」を策定。	平成18年度に「鳥取市議会議員政治倫理要綱」を策定。
総合評価	1 できている 2 概ねできている 3 不十分である	
今後の取り組みの方向性	【検証会議で確認された事項】 ・特になし	

【参考】各会派からの意見

評価理由、課題、問題点	<ul style="list-style-type: none"> ・市民から選ばれたという責任を自覚し、自らの立場をわきまえて活動する（新生） ・政治倫理は最低限度、確保されていると感じたため（開政）
今後の取り組みの方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・改選後に勉強会等での周知（新生） ・平成18年度策定の「鳥取市議会議員政治倫理要綱」を今日的に点検して、見直していくべきである（未来ネット） ・議員一人ひとりが、自覚を持つこと（共産党） ・反対のみ又は賛成のみの討論をどう考えるか（開政）

鳥取市議会基本条例 評価・検証シート（総括）

検証項目	政務活動費	
関係条文及び条文の解説	<p>【関係条文】 第26条 会派及び議員は、政務活動費を有効に活用し、市政に関する調査研究その他の活動を積極的に行うものとする。 2 会派及び議員は、政務活動費を適正に執行するとともに、説明責任を果たすものとする。 3 政務活動費の交付については、鳥取市議会政務活動費の交付に関する条例（平成13年鳥取市条例第18号）に定めるところによる。</p> <p>【条文の趣旨】 政務活動費の執行のあり方について定めています。</p>	
取り組み状況	平成31年1月～令和元年12月	平成30年1月～平成30年12月
	<p>【第1項】 執行率81.1%（見込み） 主な支出用途（調査研究費、広報費、資料購入費、事務費）</p> <p>【第2項】 平成27年4月に「政務活動費の手引き」を制定し、平成30年4月に一部改正を行い、領収書等をHPで公開している。</p>	<p>【第1項】 執行率58.4% 主な支出用途（調査研究費、広報費、資料購入費、事務費）</p> <p>【第2項】 平成27年4月に「政務活動費の手引き」を制定し、平成30年4月に一部改正を行い、領収書等をHPで公開している。</p>
総合評価	1 できている 2 概ねできている 3 不十分である	
今後の取り組みの方向性	<p>【検証会議で確認された事項】 ・政務活動費の収支報告書や領収書と同様に、政務活動で行った研修や視察の報告書についてもホームページに掲載するよう、今後検討すべきである。</p>	

【参考】各会派からの意見

評価理由、課題、問題点	<ul style="list-style-type: none"> 有効活用を継続。支出用途については、現状で良い（新生）
今後の取り組みの方向性	<ul style="list-style-type: none"> 市民の負託に応えるためには、現行の政務活動費の見直しによる増額の方角で検討が必要である（新生） 政務活動費を使いきっていない。さらに十分活用する必要がある（未来ネット） コロナの経験から、オンラインを活用した調査・研究を活用してはどうか（公明党） 鳥取市議会政務活動費の交付に関する条例 <p>第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第100条第14項から第16項までの規定に基づき、鳥取市議会議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、議会における会派又は会派に属さない議員に対し政務活動費を交付することに関し必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>とあるこれを根拠として、記述されていると考えるが、政務活動費は各議員に交付されるものであり、会派に交付されるものではないとすれば表現方法を検討すべきと考える（太田）</p>

鳥取市議会基本条例 評価・検証シート（総括）

検証項目	最高規範性	
関係条文及び条文の解説	<p>【関係条文】 第27条 この条例は、議会における最高規範であり、議会は、議会に関する条例及び規則等の制定又は改廃に当たっては、この条例との整合を図るものとする。 2 議会は、議員がこの条例を遵守して議員活動が行えるよう、この条例について研修を行わなければならない。</p> <p>【条文の趣旨】 本条例を、市議会における最高規範と位置付けることを定めています。</p>	
取り組み状況	平成31年1月～令和元年12月	平成30年1月～平成30年12月
総合評価	1 できている 2 概ねできている 3 不十分である	
今後の取り組みの方向性	<p>【検証会議で確認された事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 条例第2項に規定する研修が、改選後の新人議員のみを対象として行われている。議員全員を対象に研修を開催する必要があるが、議員自ら策定した条例であることから、議員が自己研修していかなければならない。 	

【参考】各会派からの意見

評価理由、課題、問題点	<ul style="list-style-type: none"> ・ 研修を受けたことがないため、不十分である（公明党） ・ 取り組むことがないということは、研修を行う必要がないと判断するため（開政）
今後の取り組みの方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 最高規範として更なる周知徹底を図る（新生） ・ 第27条第2項にあるように研修の実施について検討すべきである（未来ネット） ・ 条例の内容を実行できるように努めること（共産党）

鳥取市議会基本条例 評価・検証シート（総括）

検証項目	条例の見直し	
関係条文及び条文の解説	<p>【関係条文】 第28条 議会は、一般選挙を経た議員の任期開始後2年を目途に、この条例の目的が達成されているかどうかを検証し、その結果に基づき、必要に応じてこの条例の改正を含む適切な措置を講ずるものとする。 2 議会は、前項により行った検証の結果及び講じた措置について、市民に公表するものとする。 3 議会は、第1項の規定にかかわらず、必要と認めるときには、この条例の見直しを行うものとする。</p> <p>【条文の趣旨】 この条例の検証・改正を含む見直しについて定めています。</p>	
取り組み状況	平成31年1月～令和元年12月	平成30年1月～平成30年12月
	1 <u>できている</u> 2 概ねできている 3 不十分である	
総合評価	<p>【検証会議で確認された事項】 ・今回の検証方法に係る課題については、次回の条例の評価・検証に活かしていくべきである。</p>	

【参考】各党派からの意見

評価理由、課題、問題点	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現在、検討中であり12月には議長に答申予定（新生） ・ 現在実施中（公明党） ・ 現在検討中であることと初めての検証作業であることから、検証方法についても検討の余地があると考えため（共産党） ・ 最高規範として、現実に即した見直しは必要（新生） ・ 検討課題があったとき、必要とした場合の随時としては（無所属）
今後の取り組みの方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 議会基本条例の議員への更なる周知徹底（新生） ・ 新任議員の視点を加えてみてはどうか（検証について）（開政）